

令和8年9月24日

公 告

防衛省陸上自衛隊大津駐屯地

業務隊長 松 木 昭 彦

(公 印 省 略)

陸上自衛隊大津駐屯地における展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

令和9年度に陸上自衛隊大津駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について次のとおり募集致します

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。※細部第6項
ただし、令和8年度に出店実績がある業者の参加は任意とする。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置場所及び募集業種

(1) 設置場所

滋賀県大津市際川1丁目1-1 陸上自衛隊大津駐屯地厚生センター内及び同施設入口前
※官側の都合により設置場所を変更する場合は別途指示された場所

(2) 募集業種

- ア 食品類（ファストフード、スイーツ、土産品等※キッチンカー推奨）、スポーツ用品
- イ その他、駐屯地内での展示即売品目としてふさわしいと判断されるもの

4 設置期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間（細部設置日は協議による。）

5 募集要領等の配布

(1) 期 間

令和8年9月24日（木）午前9時から同年10月8日（木）午後5時まで

(2) 受領方法

ア 手 交

陸上自衛隊大津駐屯地業務隊厚生科（土日、祝日除き、午後5時まで）
※要事前連絡 TEL 077-523-0034（内線326）

イ メール

次のメールアドレスの件名欄に「展示即売店募集要領希望」と明記、本文に氏名（業者名）・
連絡先を入力しメールを送信（後日、本メール返信により募集要領等を送付する。）

※アドレス kokuyuzaisan-ootu@inet.gsdf.mod.go.jp

6 説明会

(1) 日時・場所

- ア 日 時 令和8年10月14日（水）午後2時10分から
- イ 場 所 陸上自衛隊大津駐屯地 厚生センター内

(2) 説明資料

募集要領、仕様書

(3) 注意事項

ア 上記説明会に不参加の業者は、公募に参加できません。

ただし、令和8年度に出店実績がある業者の参加は任意とする。

イ 説明会に参加を希望される業者の方は、駐屯地への入門手続きを行うため、説明会の前日（ただし、土日・祝日を除く。）午後5時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を大津駐屯地業務隊厚生科にご連絡下さい。（電話又はメール）

電 話：077-523-0034（内線326） ※前項同様

メール：kokuyuzaisan-ootu@inet.gsdf.mod.go.jp ※前項同様

ウ 会場準備の都合上、参加は1業者2名以内でお願いします。また、駐屯地内の駐車場に限りがあるため、努めて公共交通機関をご利用下さい。

なお、駐屯地内への車両乗り入れを希望する場合は、令和8年10月8日（木）午後3時までにご連絡下さい。

7 その他

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。